

背景・課題

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月）

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定（第7条）、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての国会への報告（第8条）など

②「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定（平成14年3月）

→ 学校における人権教育については、「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」旨決定

③人権教育の指導方法等の在り方について

→ 第一次とりまとめ（平成16年6月）、第二次とりまとめ（平成18年1月）、第三次とりまとめ（平成20年3月）、第三次とりまとめ補足資料（令和3～5年3月）

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話（令和元年7月）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月）

→ いわゆるヘイトスピーチや部落差別、ハンセン病、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施が必要

事業内容

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。（事業開始年度：平成9年度）

人権教育研究推進事業【委託事業】

26百万円（26百万円）

- ①人権教育総合推進地域事業：学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②人権教育研究指定校事業：学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。
- ③人権教育アーカイブの整備【新規】：人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の整備を図る。

学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円（5百万円）

人権教育に関する事業等の実践・成果や第三次とりまとめ、第三次とりまとめ補足資料の内容も踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催する。

対象
校種

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、
中学校、義務教育学校、中等教育学校、
高等学校、特別支援学校

委託先

都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する
国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校
を設置する学校法人等

箇所数
単価
期間

①：5地域、②：37校、③1団体
①：87万円/地域、②30万円/校、③990万円/団体
①、②、③：1年

委託
対象経費

教育研究、成果の普及・啓発に必要な経費
（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費等）

（担当：初等中等教育局児童生徒課）